

特定個人情報保護評価書(基礎項目評価書)

評価書番号	評価書名
12	生活保護関係事務 基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

みよし市は、生活保護関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いに当たり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	
------	--

評価実施機関名

みよし市長

公表日

令和6年4月1日

I 関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	生活保護関係事務
②事務の概要	生活保護法に基づく保護の実施に関する事務、保護の変更の申請に関する事務、保護の停止又は廃止に関する事務、保護に要する返還及び徴収金の徴収に関する事務等。この業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 ②生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ③生活保護法による就労自立給付金の支給に関する事務 ④生活保護法による進学準備給付金の支給に関する事務 ⑤被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務 ⑥医療扶助のオンライン資格確認に関する事務
③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム、、統合専用端末、レセプト管理システム、医療保険者等向け中間サーバー等
2. 特定個人情報ファイル名	
生活保護被保護者ファイル	
3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律(以下「番号法」という。)第9条第1項及び別表第一の15の項
4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携	
①実施の有無	[実施する] <選択肢> 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	1 情報照会 番号法第19条第8号及び別表第二の26の項 2 情報提供 番号法第19条第8号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116及び120の項
5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	福祉部福祉課
②所属長の役職名	福祉課長
6. 他の評価実施機関	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	みよし市総務部総務課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 0561-32-8000
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	みよし市福祉部福祉課 〒470-0295 愛知県みよし市三好町小坂50 0561-32-8010

II しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[1,000人未満(任意実施)]	<選択肢> 1) 1,000人未満(任意実施) 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[500人未満]	<選択肢> 1) 500人以上 2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和6年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[発生なし]	<選択肢> 1) 発生あり 2) 発生なし

III しきい値判断結果

しきい値判断結果
特定個人情報保護評価の実施が義務付けられない

IV リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
[基礎項目評価書]		<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書 2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要なのない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託 []委託しない		
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) []提供・移転しない		
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続 []接続しない(入手) []接続しない(提供)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 監査		
実施の有無	[☐] 自己点検 [] 内部監査 [] 外部監査	
9. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	[十分に行っている]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	評価実施機関における担当部署	健康福祉部福祉課	福祉部福祉課	事後	
平成28年4月2日	特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	健康福祉部福祉課	福祉部福祉課	事後	
平成30年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長	加藤 清二	海堀 崇	事後	
平成31年4月1日	5.評価実施機関における担当部署 ②所属長の役職名	福祉課長 海堀 崇	福祉課長	事後	
平成31年4月1日	Ⅳ リスク対策		新規作成	事後	
令和3年9月1日	Ⅰ4 情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②引用法令の号	番号法第19条第7号	番号法第19条第8号	事前	
令和6年4月1日	Ⅰ-1②事務の概要	生活保護法に基づく保護の実施に関する事務、保護の変更の申請に関する事務、保護の停止又は廃止に関する事務、保護に要する返還及び徴収金の徴収に関する事務等。この業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 ②生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ③生活保護法による就労自立給付金の支給に関する事務	生活保護法に基づく保護の実施に関する事務、保護の変更の申請に関する事務、保護の停止又は廃止に関する事務、保護に要する返還及び徴収金の徴収に関する事務等。この業務を行うに当たり、次の事務において特定個人情報ファイルを取り扱う。 ①生活保護法による保護の決定及び実施に関する事務 ②生活保護法による保護に要する費用の返還又は徴収金の徴収に関する事務 ③生活保護法による就労自立給付金の支給に関する事務 ④生活保護法による進学準備給付金の支給に関する事務 ⑤被保護者健康管理支援事業の実施に関する事務	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ-1③システムの名称	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム	生活保護システム、中間サーバー、統合宛名システム、、統合専用端末、レセプト管理システム、医療保険者等向け中間サーバー等	事後	
令和6年4月1日	Ⅰ-4②法令上の根拠	1 情報照会 番号法第19条第8号及び別表第二の26の項 2 情報提供 番号法第19条第8号及び別表第二の9、10、14、16、24、26、27、28、30、31、50、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、116及び120の項	1 情報照会 番号法第19条第8号及び別表第二の26の項 2 情報提供 番号法第19条第8号及び別表第二の9、10、14、16、18、20、24、26、27、28、30、31、37、38、42、50、53、54、61、62、64、70、87、90、94、104、106、108、113、116及び120の項	事後	

[illegible]